



第50回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日

10月27日(日) 7:00 ~ 20:00

問 市選挙管理委員会 ☎ (93) 1111 (代)

投票できる人

日本国民で富里市の選挙人名簿に登録された、次の①～③の要件を全て満たす人

- ①平成18年10月28日以前に生まれた人
- ②一定の犯罪により公民権が停止されていない人
- ③令和6年7月14日までに転入の届出をし、引き続き3か月以上、富里市の住民基本台帳に記載されている人

▼他の市区町村から市内に転入した人

令和6年7月15日以降に、他の市区町村から富里市内に転入の届出をした人は、以前住んでいた市区町村の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することができます。

▼市内で転居した人

令和6年10月1日以降に市内で住所を変更した人は、転居前の投票区に設置する投票所での投票となります。

投票方法

- 小選挙区選挙（富里市は千葉県第13区）は、候補者の氏名を記入して投票してください。
- 比例代表選挙は、名簿届出政党等の名称を記入して投票してください。
- 最高裁判所裁判官国民審査は、やめさせたいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」の記号だけを書いて投票してください。



不在者投票

▼長期出張などで市外に滞在中の人

事前に市選挙管理委員会に不在者投票をする旨の請求があれば、滞在先へ投票用紙を郵送します。投票用紙が届いたら、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。なお、不在者投票は、投票日前日の10月26日(土)まで可能ですが、手続きに日数がかかりますので、早めに請求して、投票してください。

▼病院や施設に入院・入所している人

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。病院や施設に申し出てください。

▼身体障害者手帳や戦傷病者手帳などの交付を受けている人

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人（一定基準以上の障害に該当する人）、介護保険法の要介護者で区分が『要介護5』に該当する人は、郵便で投票することができます。投票には、事前に『郵便等投票証明書』の交付を受ける必要がありますので、市選挙管理委員会に問い合わせてください。

投票所入場整理券

入場整理券は、10月15日(火)(公示日)から各世帯主宛てに順次郵送します。各世帯員の入場整理券は、開いた内側に印刷されています。また、入場整理券には、投票所受付での混雑緩和を図るため、選挙人名簿と照合するためのバーコードが印刷されています。投票の際には、ご自身の名前が記載されている入場整理券を持参してください。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

※入場整理券が届かないときや紛失したときでも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。



代理投票

精神的・身体的な理由で字が書けないなど、投票用紙に自書できない人は、投票所の係員に申し出てください。係員が秘密を厳守し、投票の手助けをします。※本人が投票所に行くことが必要です。

投票日に投票できない人は 期日前投票 を！

入場整理券の裏面に印刷してある宣誓書を記入して提出することで、期日前投票をすることができます。(宣誓書は期日前投票所にも備え付けています。)

※各期日前投票所は、投票できる日時が異なりますので、ご注意ください。

※北部コミュニティセンターの期日前投票期間中は、駐車場が混み合いますので、できる限り臨時駐車場を利用してください。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■期日前投票所・日時

▼市役所 1階ロビー

10月16日(水)～10月26日(土) 8:30～20:00

▼北部コミュニティセンター 2階ホール

10月19日(土)～10月26日(土) 9:00～19:00

▼県立富里高校 1階第2応接室

10月24日(木) 13:00～16:00

候補者情報・選挙公報

選挙公報は、10月23日(水)の新聞朝刊に折り込んでお配りするほか、市内の各公共施設でも配布します。

開票

■日時 10月27日(日) 21:00～

■場所 すこやかセンター2階 総合健診室

